

## 令和2年度第6回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和2年 9月 8日(火) 午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場南島庁舎2階 第1会議室

### 1. 開会

### 2. 出席農業委員 18名

会長

木下和行

委員

山本博文、東 克臣、濱川博哉、石谷みのり、  
小山茂樹、御辺芳彦、羽根正視、田中敏男、  
島田大輔、小山 学、山川武樹、稲葉吉一、  
久納真司、山本茲弘、井田 賢、木戸 保、  
野村武博

### 欠席農業委員 2名

田所一成、島田安明

### 3. 議事録署名委員選出

田中敏男委員・島田大輔委員

### 4. 報告事項

第1号報告 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(6件)

### 5. 議案事項

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について(1件)

### 6. その他

令和2年7月豪雨災害の災害義援金募集について

### 7. 閉会

## 1. 開会

事務局	ただいまより、令和2年度第6回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は18名、欠席委員は2名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

## 2. あいさつ

事務局	続きまして会長より、ご挨拶をお願いいたします。
会長	みなさんこんにちは。新型コロナウイルス及び豪雨災害等で、大変お忙しい中。厚く御礼を申し上げます。幸い本町におきましては、豪雨災害の被害の報告は受けておりません。本日もご審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。

## 3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして会長より、議事録署名委員の選出をお願い致します。
会長	続いて事項書3、議事録署名委員の選出に入ります。今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、田中敏男委員と島田大輔委員にお願いします。
事務局	よろしくお願い致します。

## 4. 報告事項

事務局	続きまして、総会の進行をお願い致します。
会長	続いて事項書4、報告事項に入ります。第1号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について事務局より説明願います。
事務局	第1号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、現地確認を石谷みのり委員にお願いしたところではありますが、日程が合わなかったため、事務局にて確認を行わせていただいたので、事務局より説明致します。 本案件につきましては、合併前の平成4年に農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定を実施した箇所であり、今回同内容で貸借契約を結ぶとの事です。 現況写真を見てのとおり、営農が行われている事が確認できます。また、拠点となる場所から申請地までは車で10分以内のところになりますので、効率良く営農ができると事務局側で判断致します。 事務局からは以上です。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。

東克臣 委員	当時の利用権の内容が現在申請人の父親だと理解しているが、今回の申請人はその息子ですが、その息子さんは常時日数の基準である 150 日以上を満たしていないと思われませんが、確認はとりましたでしょうか。
事務局	農地法関係事務に係る処理基準には、「農地等についての所要農作業日数が年間 150 日未満でも、権利を取得しようとする者又はその世帯員等は当該農作業を行う必要がある限り、その農作業に従事していれば農繁期に一時期に雇用労働力を用いた場合でも常時と認められる。」と記載があります。言い換えれば、権利取得者が 150 日未満でもその世帯員が 150 日以上農作業していると認められる場合は、申請人が 150 日未満でもこれを認めるとも読めます。したがって、問題ないと判断しました。
東克臣 委員	分かりました。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 この件は報告事項ですので、よろしく申し上げます。

会長	続いて報告番号 2 番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。
事務局	報告番号 2 番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、東克臣委員、補足があれば説明をお願い致します。
東克臣 委員	申請地は私がハウスを建てた箇所でございますが、営農にあまり向かなく、その後町内在住のいちご農家さんに貸しておりました。しかし、そのいちご農家さんも栽培をやめてしまい、困っていたところ、申請人が譲り受けていただいた次第です。現況写真を見てのとおり、問題はありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 この件も報告事項ですので、よろしく申し上げます。

会長	続いて報告番号 3 番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。
事務局	報告番号 3 番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田所一成委員に現地確認をお願いしたところではありますが、今回総会を欠席されておりますので、事務局より説明を致します。

	申請人は申請地区内のみかん農家の所でみかん栽培の研修を5年ほど前から受けておりました。今回役場に自分の園地をもって、営農を行ってみたいと相談があり、みかん農家さんに農地を探していただいたところ、今回の申請地に決まり、申請に至ったところです。農作業経験も十分だと事務局では判断致しました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。
東克臣 委員	申請人は独立して営農するという事でしょうか。
事務局	今すぐではなく、今回申請地の営農具合によっては変わると思います。
東克臣 委員	独立して営農するには、非常に厳しい面積だと思います。あと、農地法上各地区において下限面積があったと思いますが、今回申請地の面積では超えていないと思いますが、問題ないのでしょうか。
事務局	農業経営基盤強化促進法上では下限面積はありません。また当初は農地法の手続きで申請するつもりでしたが、農地が見つからないとの事で、農地法の規定に基づく許可申請ができませんでしたので、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権設定で手続きを進める事にしました。
東克臣 委員	分かりました。しかし、申請人が町外という事もあり、今後慎重に見ていく必要はあると思います。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 この件も報告事項ですので、よろしくお願い致します。

会長	続いて報告番号4番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。
事務局	報告番号4番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田所一成委員に現地確認をお願いしたところではありますが、今回総会を欠席されておりますので、事務局より説明を致します。 現況写真を見てのとおり、営農が行われているのを確認できるため、問題はないと判断しております。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 この件も報告事項ですので、よろしくお願い致します。

会長	続いて報告番号5番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。
----	---

事務局	<p>報告番号5番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、田所一成委員に現地確認をお願いしたところではありますが、今回総会を欠席されておりますので、事務局より説明を致します。</p> <p>この件につきましても、現況写真を見てのとおり、営農が行われているのを確認できますので、問題無いと判断致しました。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>この件も報告事項ですので、よろしく申し上げます。</p>

会長	<p>続いて報告番号6番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告番号6番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、申請が3地区にまたがっておりますので、それぞれの担当地区委員に意見を聞きたいと思えます。まず、五ヶ所地区において、稲葉吉一推進委員、補足があれば、説明をお願い致します。</p>
稲葉吉一 推進委員	<p>9月1日、現地立会を行わせて頂きました。問題はないと考えております。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。続きまして、穂原地区につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば、説明をお願い致します。</p>
御辺芳彦 委員	<p>9月2日、現地立会を行わせて頂きました。これだけの面積をしっかりと営農されているので、大変感心させられます。問題はないと思えます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>この件も報告事項ですので、よろしく申し上げます。</p>

会長	<p>続いて事項書5、議案事項に入ります。第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、濱川博哉委員、補足があれば、説明をお願い致します。</p>
濱川博哉 委員	<p>特にありません。</p>

会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。
----	---

会長	続いて事項書6、その他に入ります。令和2年7月豪雨災害の災害義援金募集について、事務局より説明願います。
事務局	(別紙より説明)
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  以上をもちまして、令和2年度第6回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年 9月 8日

会長 木下 和行

委員

委員